



仙高裁總第 542 号

令和 3 年 7 月 2 日

山 中 理 司 様

仙台高等裁判所長官 古 財 英 明



司法行政文書不開示通知書

6 月 17 日付け（同月 21 日受理）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和 3 年 6 月 16 日付で岡口基一裁判官が訴追されたことに関して、仙台高裁が最高裁から受領した文書

2 開示しないこととした理由

1 の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（担当）総務課文書第一係 黒田 電話 022（745）6193（直通）